

女性活躍・両立支援コーディネーター ～私たちが皆様の職場にお伺いします！～



櫻田 豊久 推進員
県北地域



永田 純一 推進員
県央地域



藤原 利巳 推進員
県南地域

女性の活躍推進、仕事と育児・家庭の両立支援のサポートに力を尽くしてまいります。
遠慮なくご相談ください！

他の機関とも連携しています

秋田県建設産業 活性化センター ＜県建設政策課内＞

人材確保のほか、イメージアップ
や各企業の経営基盤強化を総合的
にサポートします。

- 高校生と県内建設企業のマッチングを進めます。
- 建設産業で働くことの魅力を発信し、イメージアップを推進します。
- 労働環境の改善に向け、経営基盤強化に取り組む企業を支援します。

若者定着支援員 ＜各地域振興局総務企画部＞

若者の県内定着の促進に向けた取組を推進します。

- 企業訪問による新規求人の開拓や、高校訪問による企業採用情報等の提供を行います。
- 新規卒卒者、Aターン希望者の県内就職を促進します。

秋田働き方改革 推進支援センター ＜秋田労働局委託事業＞

県内企業の働き方改革を通した「魅力ある職場づくり」を支援します。

- 労務管理の専門家が個別相談に応じます。（窓口、訪問、電話など）
- 事業主向けセミナーを実施します。

住 所 秋田市内大町3-2-44 大町ビル3F
電 話 ☎0120-695-783
メー ル akita@workstylereform.net
受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

男女共同参画センターが開催するセミナー等をご活用ください！

男女共同参画センターでは、男性の家事・育児と仕事との両立を促進するためのセミナーや女性の管理職やリーダーを育成するための研修会等を開催しています。ぜひご参加ください。

～お問い合わせはこちら～

○北部男女共同参画センター
TEL：0186-49-8552



○中央男女共同参画センター
TEL：018-836-7853



○南部男女共同参画センター
TEL：0182-33-7018



「あきた結婚支援センター」

お問い合わせ先
Deat Plaza ☎0800-800-0413



従業員の方が結婚や出産をし、家庭を築くことは、職場への定着など企業の皆様にとっても大きなメリットがあります。
結婚を希望する独身従業員の出会いや結婚支援に、あきた結婚支援センターをご活用ください。

こちらをご覧ください

あきた女性の活躍応援ネット



あきたの結婚・子育て応援情報Webサイト



お問い合わせ先

秋田県あきた未来創造部
次世代・女性活躍支援課
〒010-8570 秋田市内山王四丁目1-1
TEL：018-860-1555
FAX：018-860-3895
E-mail：persons@pref.akita.lg.jp

（令和7年6月発行）

あきた女性活躍・両立支援センター

企業における女性の活躍推進や両立支援に関するワンストップ相談窓口です

従業員を採用しても
なかなか定着してくれない。
どんな取組をしたら
いいだろう…



企業の皆様、
こんなお悩み
ありませんか？

行動計画の策定って
どうやって進めたら
いいの？



従業員の
満足度を高める
ためにさらに上
の取組を目指し
たい！



『あきた女性活躍・両立支援センター』が皆様の取組をお手伝いします！

女性活躍・両立支援コーディネーターによる企業訪問

- 県内の中小企業を対象に、「えるぼし」「くるみん」の認定取得に向けた取組の推進や、支援制度の紹介、法制度の情報提供により、企業の雇用環境の整備を支援します。

専門アドバイザーの派遣

- 専門アドバイザー（社会保険労務士）が訪問し、一般事業主行動計画の策定や取組のフォローアップを行います！
- 「えるぼし」「くるみん」の認定取得に向けて支援します！

窓口、電話などで相談受付

- 電話（フリーダイヤル）やメールなどによる相談窓口を設置しています！
- 企業の取組や各種支援制度の紹介など、さまざまな相談に対応します！

お気軽にご連絡ください！

あきた女性活躍・両立支援センター

所在地 〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47（秋田県商工会連合会内）

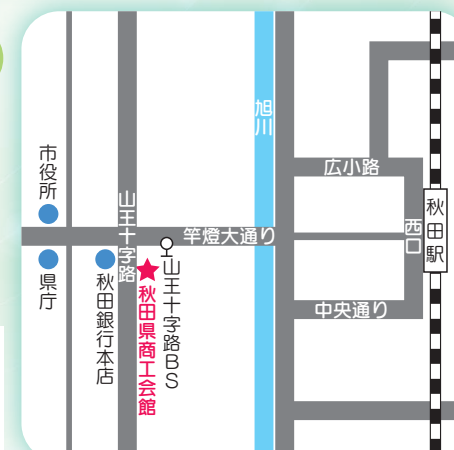
相談時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

電話番号 ☎0120-868-860

メールアドレス jrsien@skr-akita.or.jp

あきた女性活躍・両立支援センター

検索



女性の活躍推進、仕事と育児・家庭の両立支援に取り組みましょう！

何をしたらいい？どんなメリットが？

女性の活躍推進

一人ひとりの働く女性が、その個性と能力を十分に発揮できるように、企業が職場環境の整備に取り組むことです。

例 女性の採用拡大や管理職登用、勤続年数の伸長など

仕事と育児・家庭の両立支援

従業員が仕事と育児・家庭の両立を図り、安心して働けるように、企業が職場環境の整備に取り組むことです。

例 利用しやすい柔軟な休暇制度の導入や、所定外労働の削減など

期待できるメリット

企業

- 従業員とその家庭を大切にする、働きやすい企業というPRになり、**優秀な人材の確保につながる。**
- 従業員の勤続年数が伸長し、**採用と教育コストの削減につながる。**
- 従業員の休暇等に対応するための業務内容の見直しにより、**生産性の向上につながる。**



従業員

- 自らの個性と能力を生かした働き方**ができるようになる。
- 育児や家事をしたり、私生活を充実させることで**仕事にも意欲的になれる。**
- 仕事と育児・家庭との両立ができ、**継続した就業につながる。**
- 育児や家事を通じて時間の管理や物事を予測するなど、**マネジメント・リスク管理の能力が身につく。**



取組を進めるために、まずは「一般事業主行動計画」の策定を！

一般事業主行動計画は、下図のそれぞれの法律に基づき事業主が女性の活躍推進又は従業員の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画のことです。常時雇用労働者数が101人以上の事業者には計画策定が義務付けられており、100人以下の事業者は努力義務とされています。

	女性の活躍推進	両立支援
法律	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（略称：女性活躍推進法）	次世代育成支援対策推進法（略称：次世代法）
計画の概要	雇用している又は雇用しようとする女性従業員に対する活躍の推進に関する取組を計画	従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに関する取組を計画

えるぼし・くるみ等の認定を受けましょう！

えるぼし

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、取組の実施状況等が優良な企業は、厚生労働大臣から「えるぼし」認定を受けることができます。

くるみん・トライくるみん

次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定し、一定の基準を満たした企業は、厚生労働大臣から「くるみん」「トライくるみん」認定を受けることができます。

※令和7年4月から認定基準が改正されています。

※より高い水準の取組を行った企業は「プラチナえるぼし」「プラチナくるみん」認定を受けることができます。



【認定については、秋田労働局へお問い合わせください。】

秋田労働局 雇用環境・均等室
TEL：018-862-6684

県の支援制度等

① えるぼし認定の取得を応援します！（えるぼしチャレンジ企業認定）

女性の活躍推進に関する取組が顕著であり、えるぼし認定の取得へ向け積極的な取組を行っている中小企業を「えるぼしチャレンジ企業」に認定します！

認定要件

- ①女活法に基づく一般事業主行動計画を策定し、届出していること。
- ②策定した行動計画を厚生労働省のウェブサイトで公表していること。
- ③「えるぼし」認定基準の数値等を2つ以上達成していること。
- ④「えるぼし」認定の取得を目指した取組の実施計画を有すること。

② 女性活躍に関する取組を実施する県内中小企業に補助金を交付！

その1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の数値目標の達成に向けた支援

補助対象者	県内に本社（主たる事業所）を有する企業で、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している中小企業
補助額	最大200万円（補助率：補助対象経費の1／2） ※実施する事業により補助上限額が変わります。
補助対象事業	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に定める数値目標（国のえるぼし認定における基準に掲げる数値を上回るもの）の達成に向けた取組で次に該当するもの ①職場環境の整備 （例：女性専用のトイレ・更衣室の整備、子育てスペースの整備など） ②女性の採用・登用等の促進のための取組 （例：社内研修会の開催、女子学生を対象にしたインターンシップの実施、自社ホームページの改修など）

その2 えるぼし認定の取得へ向けた支援

補助対象者	県から「えるぼしチャレンジ企業」に認定されていること
補助額	上限50万円

詳細はこちらから

